

<p>第三項第二号及び第三号</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>
<p>第三項第二号第一号</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者(法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)</p>
<p>第三項第二号各号列記以外の部分</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>
<p>第三項第一号</p>	<p>第九項第四項第一号ロ</p>	<p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九項第四項第一号ロ</p>
<p>第二項</p>	<p>第九項第四項第一号ロ(3)</p>	<p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九項第四項第一号ロ(3)</p>

9 第四項第二号イの当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一 当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二 当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者の数

10 第四項第二号ロの介護納付金賦課被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

11 第七項第二号及び第八項第二号の介護納付金都道府県標準所得係数は、第四項第二号イに掲げる額を算定政令第十一項第三項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

(標準保険料率の通知)

第三十四條 法第八十二条の三第三項の規定による通知は、都道府県が市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率(次条において「標準保険料率」という。)を算定した日以後速やかに行うものとする。

2 市町村は、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税を課するに当たり、前項の規定により通知された市町村標準保険料率を参考とするものとする。

(標準保険料率の公表)

第三十五條 法第八十二条の三第四項の規定による標準保険料率の公表は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一條 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(退職被保険者等の経過措置に係る特例)

第二條 退職被保険者等(法附則第七項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)について、第三項から第十六項まで、第二十七條、第二十八條、第三十一條及び第三十二條の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十二条(見出しを含む)</p>	<p>被保険者</p>	<p>附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十條第三項第一号</p>
<p>第十一条</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>
<p>第十條第三項</p>	<p>を 除く</p>	<p>並びに退職被保険者等に係る保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。第十六條第三項において同じ。)を除く</p>
<p>第九條(見出しを含む)</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>
<p>第八條(見出しを含む)</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>
<p>第七條(見出しを含む)</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>
<p>第六條(見出しを含む)</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>
<p>第五條(見出しを含む)</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>
<p>第四條(見出しを含む)</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>
<p>第三條第四項及び第五項</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>
<p>第三條第三項</p>	<p>被保険者</p>	<p>一般被保険者</p>